

建設業における企業評価のあり方

主なテーマ (例)	当面对応すべき課題 ※今回の政策会議の検討の対象外	10年後に 目指したい姿	10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持していくために 検討すべき建設業関連制度の基本的枠組みに係る課題 (1~2年かけて順次制度化)					
			請負	許可制度	建設就業者関連制度	経営事項審査	入札契約	その他
建設業の 基本的な性格			<ul style="list-style-type: none"> ○請負の定義 ○民間の規律 ○元下間の契約(元請責任のあり方) ○発注者への関与のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○一律の許可制度のあり方(公共/民間、大規模/小規模) 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能労働者の法律上の位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営事項審査の性格、あるべき姿(ランク分けや総合評価制度との役割分担) 	<ul style="list-style-type: none"> ○透明性・公正性に加え、持続性・処遇改善の要素を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○業の基本理念(誰のための、何のための建設業)
建設生産 システム	<ul style="list-style-type: none"> ○民間工事指針の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者、設計者、施工者(元下)の一層の連携による円滑な施工の実現 ○多様な事業形態に応じた生産システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○請負以外の契約の位置付け(CM等) ○設計の密度と施工との関係 ○BIM、CIMの推進と責任関係 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設関連業の位置付け ○工場製品の品質管理のあり方 			<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築における入札制度の改善 ○建設関連業に係る入札制度の改善(ダンピング対策等) 	
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ○i-Constructionの推進 ○「適正工期算定プログラム」の活用などによる適正工期の推進 ○建設キャリアアップシステムの構築 ○中小企業等経営強化法等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの導入による省力化・省人化 ○生産性2割向上 ○クラウド等でリアルタイムに情報を共有することによるペーパーレス化と虚偽の防止 		<ul style="list-style-type: none"> ○許可申請書類の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの活用など将来の施工の現場を踏まえた技術者制度 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産性向上に取り組む企業の評価のあり方 ○経審の関係書類の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT化など、生産性向上を促す入札契約制度上の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産性を阻害する諸制度の見直し
働き方 (担い手確保を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○設計労務単価の改訂 ○社会保険の加入促進 ○担い手3法・運用指針の浸透 ○建設キャリアアップシステムの構築(再掲) ○週休2日モデル工事の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能に応じた処遇の改善 ○製造業並の年収・週休2日の実現 ○建設業の魅力向上を通じた若年層の安定的な入職 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険の加入促進など処遇改善のための契約制度のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○処遇改善のための許可要件のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能労働者の処遇改善に向けた労働法制との連携 ○長時間労働の是正・週休2日に向けた取組 ○労働の平準化(多能工化等) ○一人親方への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方の改革に取り組む企業の評価のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日など、処遇改善に資する入札契約制度上の取組 	
地域の建設業	<ul style="list-style-type: none"> ○安定的な建設投資の確保 ○担い手3法(再掲) ○地域維持型契約方式等の普及拡大等 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応や増加する維持管理等を担う「地域の守り手」としての安定的な役割の維持 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の建設企業の制度的な位置付け ○事業承継の環境整備 		<ul style="list-style-type: none"> ○大企業と中小企業、専門企業と兼業企業を一律で評価する仕組みのあり方 ○地域貢献の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定して受注できる仕組みづくり(事業協同組合、JV、複数事業・複数年度) ○地域の包括的な維持管理の普及方策(CMの活用による支援等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域の建設業の果たすべき役割 ○地方創生の担い手としての方向性
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎ぐい工事問題の再発防止策 ○海外展開等 		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者責任と技術者責任 ○適正な施工に向けた事業者と技術者の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ○経管要件のあり方 		<ul style="list-style-type: none"> ○民間工事における効果的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○請負契約以外の契約の位置付け(CM等)(再掲) ○PPP/PFIへの参入方策 	<ul style="list-style-type: none"> ○業界団体の役割

【企業評価全般について】

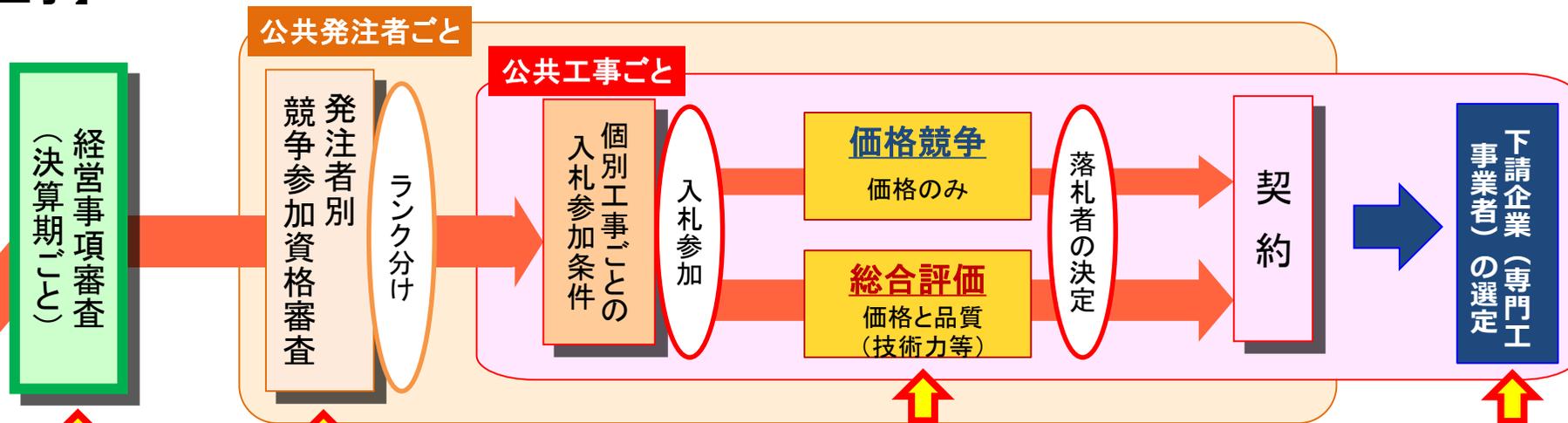
- 様々な場面・段階における建設会社の企業評価
- 建設会社の有益な企業評価情報の提供・活用

【企業評価の評価軸・審査方法について】

- 生産性の向上に取り組む企業の適正な評価
- 働き方の改革に取り組む企業の適正な評価
- 地域における建設企業の役割維持に向けた評価
- 申請書類等の簡素化
- 多様な経営判断への対応

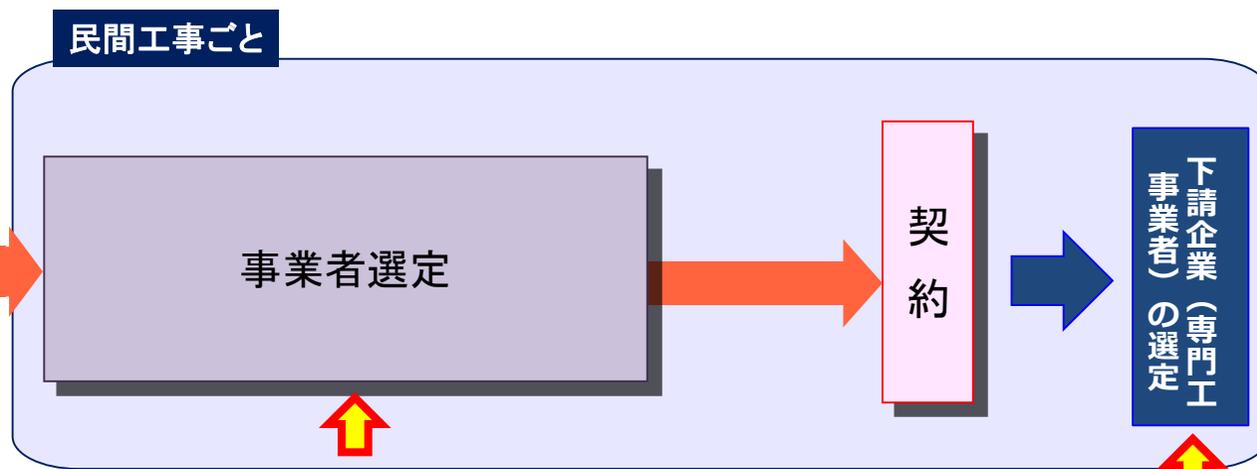
↑ …企業評価

【公共工事】



※その他必要に応じて保証を付保

【民間工事】



建設業許可取得
(5年以内)

※新築住宅を発注者（宅建業者を除く）に引き渡す場合、
瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている

<p>企業評価全般について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共工事を行う上で必要とされる企業等の情報の質と、民間工事で求められるものとの違いを明らかにすべき。求められるものが同じであれば、公共工事の企業評価を民間工事でもそのまま活用できる。 ○日本の建設企業は海外のように集約化されていないので、受注者選定の意味から企業評価制度は重要。 ○建設業許可など、これまで不良不適格業者を排除するという方向で検討が進められてきた企業評価について、これからは望ましい企業を積極的に評価するという方向性があるのも良いのではないか。 ○建設企業にとっては、競争参加資格名簿におけるランクを維持することが非常に重要。
<p>企業評価の切り口、指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共工事であれば、発注者自身が発注した工事の実績等の情報を有しているが、民間発注者は企業の工事実績についての情報をどのように入手することができるのか。 ○昨今、全産業的にROEを経営目標としている企業が多く、大手ゼネコンでも導入されてきた点を踏まえ、こうした点を企業評価に取り入れてはどうか。 ○企業の地域性をどのように評価すべきか、企業評価のどの段階で評価すべきか(自治体に委ねるか)を議論すべき。 ○企業評価の各段階で評価すべき事項について、整理して仕分けを行うべき。
<p>経営事項審査について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○業種について元請完工高を持たない企業が当該業種の経審を受審しているのは、元請の要請か、民間発注者の要請か。 ○経審が公共工事の品質を担保するためだけにあるのであれば、生産性は質とのリンクがあるようにも思えるが、働き方等について経審だけで導入するのは難しいのではないか。こうした事項と建設業法上の要請の関係性を説明する必要。 ○規模評価のウェイトを少し落として、生産性や働き方の観点の評価していくことが必要ではないか。 ○経審の審査項目(特にW)を追加していくという改正の方向性は限界に来ているのではないか。 ○地域建設業に求めるものとスーパーゼネコンに求めるものを同じ式に入れて評価することの是非について検討する必要がある。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○企業のISO等の認証等取得状況も消費者にとっては重要。こうした認証等について、建設企業は何社くらい取得しているのか。 ○諸外国の公共調達における企業評価について、比較して参考とすべき。

○ 企業評価制度のユーザーの利用目的に対応して、合目的なものとする

＜公共発注者の場合＞

- ・ 公共工事の規模や種類に応じて、適正な施工を期待できる事業者の選定に資する
- ・ 会計法や地方自治法が原則として定める競争入札による事業者の選定に資する
- ・ 税金を原資とした公共工事の受注者としてふさわしい社会性等を備えた事業者の選定に資する

＜民間発注者の場合＞

- ・ 発注しようとする工事の規模や種類に応じて適正な施工を期待できる事業者の選定に資する
(発注者が個人の場合は情報の非対称性が大きい)
- ・ 建設企業の社会性やサービスも考慮した事業者の選定に資する

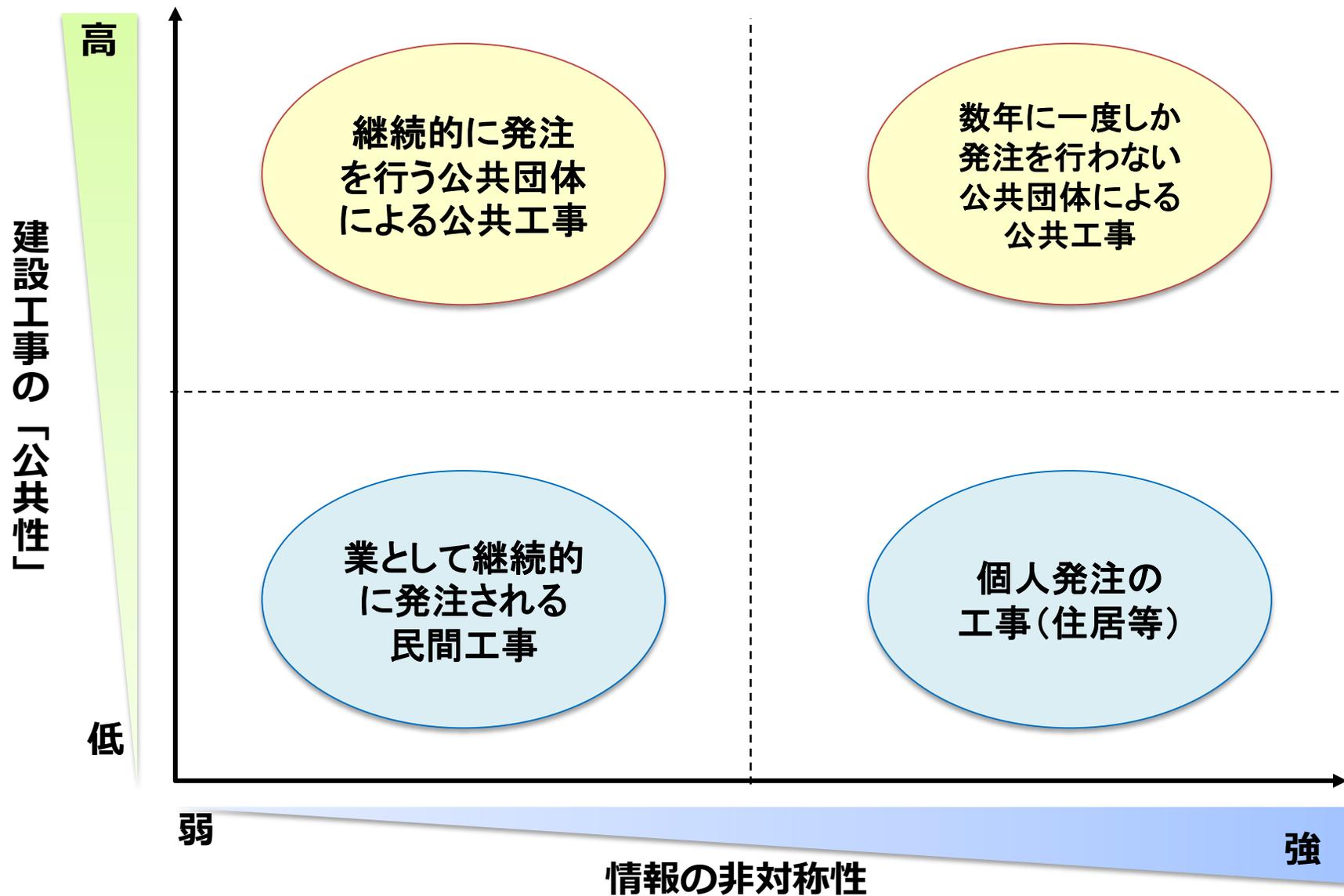
＜建設企業の場合＞

- ・ 下請で発注しようとする工事の規模や種類に応じて、適正な施工を期待できる事業者の選定に資する
(特に、技能面での能力を重視する)
- ・ 下請企業の社会性や、社会保険加入等労働福祉の状況についても考慮した事業者の選定に資する

○ 民間関係における企業評価は、情報の非対称性の解消のために民間発注者や建設企業が参照できるものとするべきであり、民間企業同士の市場環境を過度に歪めるものであってはならない

○ 企業評価のユーザー、評価を受ける建設企業や、評価者（行政機関等）にとって負担が過大なものとならないようにする

○ 合目的的な範囲で政策目的を加味することは、建設業の健全な発展を促し、結果的に発注者の利益にも資するが、建設企業としての適格性や適正な施工の確保との関係には常に留意する必要がある



- ①公共工事における企業評価に係る評価項目
- ②下請企業に関する企業評価情報の提供
- ③民間工事における企業評価情報の提供

- 公共工事における企業評価の各プロセス(経営事項審査、発注者別評価、総合評価)において評価すべき内容を踏まえ、それぞれのプロセスにおいてどのような項目で評価を行うことが適当か
- 建設企業に今日的に求められる社会的役割や政策的要請を踏まえ、新たに追加すべき評価項目はないか
- 建設企業としての適格性や適正な施工の確保の観点から評価を行うという制度本来の趣旨を踏まえ、各公共発注者が行っている発注者別評価について、見直すべき点はないか
- 申請する者や審査する者にとって過大な負担となっていないか

工事の内容に関係のある項目	
工事成績	
都道府県発注工事の受注実績	
都道府県等の優良工事表彰	
下請発注比率	
建災防への加入、安全衛生講習の受講者数	
下請代金の支払い	
技術力向上への取り組み（C P D）	
V E 提案の実績	等

地域貢献や社会性を評価する項目	
環境対策	エコアクション2 1等の認定
	環境保全活動実績（表彰、感謝状等）
	産業廃棄物処理体制
企業努力	合併、協業組合の設立
	新分野進出（設備投資、表彰、助成金交付等）
	コンプライアンスの取組
	W L B に係る認証の取得状況
	各種企業表彰（知事表彰等）

地域貢献や社会性を評価する項目	
社会貢献	災害対応（防災協定締結、出勤実績、感謝状等）
	維持管理業務委託実績（除雪含む）
	ボランティア活動実績（感謝状 等）
	B C P 認定
	暴力団追放活動（不当要求防止責任者 等）
	人権施策（講習受講 等）
	個人住民税の特別徴収実施
	地元営業（都道府県の分譲土地への本社建設等）
	各種地元応援に係る企業認定、表彰等
雇用関係	新卒者の雇用（インターン受入れ）
	障がい者雇用
	協力雇用主
	職員の増加状況
	消防団員雇用
	高齢者雇用
	女性活躍（女性比率 等）

都道府県の競争参加資格審査における評価項目の例①(A県の場合)

項目	内容
工事成績	①件数に応じて10点～60点 ②(工事成績の平均点ー65)×10点 (※平均点数が6.5点超は①+②, 6.5点未満は②) (改正点) 対象期間を過去4年間(H27・28は3年間)に拡大する。①の件数を4年間相当分に見直す。
技術者 (県内)	①雇用している監理技術者×3点, 1級技術者×2点, 基幹技能者×1点 ②CPDS, 建築OPDの一定の学習履歴を有している職員が在籍(3点) (※①～②を合わせて上限40点) (改正点) 評価対象の技術者実数に応じて加点することとし, 技術者1人当たりの点数を各1点減らす。②を新たに評価することとし(3点), ①～②を合わせて上限40点とする。
女性の登用 (県内)	①常勤の職員に占める女性職員の比率が25%以上の場合又は常勤の女性職員数が5人以上の場合(ともに役員及び個人事業主を除く。)(3点) ②「 女性活躍推進会議 」に会員登録(2点) (※①～②を合わせて上限5点) (改正点) 常勤の女性職員数(役員及び個人事業主を除く。)が5人以上の場合に3点加点することとする。②を新たに評価することとし(2点), ①～②を合わせて上限5点とする。
優良工事表彰 (県内)	評価対象期間に過去3年間 知事(件数×20点), 部長(件数×10点)(※上限60点)
指名停止	指名停止期間により▲5点～(上限なし)
監督処分	①処分の内容に応じて▲10点～▲40点 ②①に加えて, 監督処分について経営事項審査で減点されていない場合, 指示処分▲21点, 営業停止▲43点
建設業労働災害防止 協会加入状況 (県内)	加入している場合(5点)
社会貢献活動 (県内)	① 〇〇 との防災協定に基づく要請を受けて防災活動を行う建設業者(県10点, 国・県内市町村及び入札契約適正化法第2条第1項の政令で定める特殊法人5点のいずれか) ②①のうち, 〇〇 との防災協定に基づき実際に防災活動を行った者(5点/回) (※①と②を合わせて上限30点)
雇用対策 (県内)	①常勤の職員が増加した場合(過去2年間)(5点/人) ②①の増加した職員が35歳未満の若年者の場合, ①に5点/人を加算 (※①～②を合わせて上限30点)
障害者雇用 (県内※)	法定義務を超えて雇用している障害者(5点/人, 上限10点) ※県外事業者も県内在住の障害者を雇用した場合対象
環境配慮 (県内)	エコアクション21, エコステージ, KES・環境マネジメントシステム ソーダー, 〇〇 エコ事業所の認証等(5点)(※重複加点はしない。)
子育て支援等雇用環境の整備 (県内)	「子育て応援宣言」事業又は「仕事と生活の調和計画」の届出(5点)
企業立地	平成26年4月1日以降, 企業立地に関する情報を県に提供し契約成約通知がなされた場合は県が分譲する土地を購入し本社等を建設した場合(5点)

※経常J Vへの加点については

経常J Vについては, 真に合併で寄与するものを評価する観点から, 前回と同じ組み合わせの場合は, 客観点数の加算措置(5%)は行わない。

※ 実際には「工事成績 + 地域貢献 + 指名停止状況」で発注者別評価点数を算出している。ここでは「地域貢献」について項目を列挙。

地域貢献活動評価項目

1 雇用に対する取組
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)で規定する学校又は専修学校を新規に卒業した者(卒業して3年以内の未就職の者を含む)を採用し、継続して雇用している場合 5
(2) 70歳以上まで働ける制度を導入している場合 5
(3) 新たな雇用により正規雇用従業員(期間の定めがなく直接雇用されている者をいう。)が増加している場合 5
(4) 協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した場合 5
2 障害者雇用
障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。この号において以下「法」という。)に規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者をいう。)を雇用している業者については、次の区分による数値
(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる営業所を有する業者で法に規定する雇用状況の報告義務があるものが、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、法に規定する法定雇用障害者数と同数の障害者を雇用している場合 5
(2) (1)の場合において法定雇用障害者数を超過して雇用しているとき (1)に掲げる数値に5を加算した数値
(3) 県内に本店、支店又はこれに準ずる営業所を有する業者で法に規定する雇用状況の報告義務がないものが、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算日現在において、障害者を雇用している場合 (2)に掲げる数値
3 子育て応援
による「子育て応援宣言登録制度」に基づき「子育て応援宣言企業・事業所」の登録を受けている場合 5
4 防災等への取組
(1) と防災協定を締結している場合 5
(2) の要請に基づき、災害時の活動を行った場合 5
(3) 市町村による「消防団協力事業所」の認定を受けている場合 5
(4) 口蹄疫等防疫支援に関し、農林事務所長が締結する地域協定において「緊急支援業務協力会社」として定められている場合、または家畜保健衛生所長と協定を締結している場合 5
(5) 公益社団法人 産業廃棄物協会の会員であり、審査基準日現在において と公益社団法人 産業廃棄物協会の防災協定に基づく災害廃棄物の処理に協力する者であると同協会が証明する場合 5
(6) 審査基準日現在、公益社団法人 産業廃棄物協会の会員であり、審査基準日以前の3年間に と公益社団法人 産業廃棄物協会の防災協定に基づき、災害廃棄物の処理を行った者であって、そのことを同協会が証明する場合 5

5 交通安全・防犯活動
(1) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年 条例第1号)に基づき「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録を受けている場合 5
(2) の「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」の趣旨に賛同し、「女性と子どもの安全みまもり企業」として運動に参加している場合 5
6 労働安全衛生への取組
(1) による「働く世代をがんから守るがん検診推進企業」の登録を受けている場合 5
(2) 建設業労働災害防止協会に加入している場合 5
7 環境への配慮
(1) による「エコ事業所」登録制度に基づき登録を受けている場合 5
(2) エコアクション21の認証・登録を受けている場合 5
8 経営革新
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)に基づき「経営革新計画」の承認を受けている場合 5
9 道路・河川愛護活動
(1) による「さわやか道路美化促進事業」に基づき「実施団体」の認定を受けている場合 5
(2) 「企業協働河川愛護事業」に基づき「河川愛護企業」又は「河川愛護活動支援企業」の登録を受けている場合 5
10 個人住民税の特別徴収の実施
内の居住者について、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の3第1項に規定されている個人住民税の特別徴収を実施している場合、又は実施を誓約した場合 5
11 人権啓発
(1) 公正採用選考人権啓発推進員を設置している場合 5
(2) が推進する人権施策に係る研修を受講した場合 5
12 建設雇用改善
建設雇用改善優良事業所・功績者表彰に係る事業所又は当該事業所に準ずる取組を実施している事業所である場合 5
13 農林水産業応援
審査基準日現在、「の農業応援団体」に登録されている場合 5
14 女性の活躍推進
審査基準日現在、「女性の活躍推進評価書」による評価を受け、評価書の有効期間中にある場合 5

都道府県の総合評価における評価項目の例①(C県の場合)

【土木関係工事】

対象業種：土木、舗装、しゅんせつ、造園、鋼構造物、とび・土工、塗装、土木系設備(機械、電気、電気通信)

形式		標準型		簡易型				特別簡易型				備考		
対象金額		1億5千万円以上		5千万円以上				1千万円以上						
種別		広域型		広域型		地域型 I		広域型		地域型 I		地域型 II		
加算点		59 ~ 61 (57) ~ (59)		34 ~ 41 (32) ~ (39)		39 ~ 46 (35) ~ (42)		29 ~ 31 (27) ~ (29)		34 ~ 36 (30) ~ (32)		23 ~ 25		()は、※1が「1」、※2が「< >」の場合
評価値計算		除算方式		除算方式				除算方式						
評価項目及び配点		項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	
技術提案	技術提案	○	30											課題数2~3
	簡易な施工計画			○	5 又は 10	○	5 又は 10							課題数1~2
企業の技術力	施工実績	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	
	工事成績	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	
	契約後VE実績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	優良工事表彰	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	中長期的な担い手の確保					○	1			○	1	○	1	
	建設機械の保有	○	1 [0]	○	1 [0]	○	1 [0]	○	1 [0]	○	1 [0]	○	1 [0]	※1
	ISO9000	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	
	小計		14		14		15		14		15		13	
配置予定技術者の能力	施工実績	○	2	○	2	○	1	○	2	○	1			
	工事成績	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5			
	資格保有											○	2	
	CPD実績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	小計		9		9		8		9		8		4	
地域精通度 地域貢献度	地域内の拠点有無	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	○	0 ~ 2	
	県内(地域内)の施工実績	○	3	○	3	○	1	○	3	○	1	○	1	
	防災協定等及び活動実績	○	2 <1>	○	2 <1>	○	6 <3>	○	2 <1>	○	6 <3>	○	3	※2
	ボランティア活動実績					○	2			○	2	○	2	
	雇用実績					○	1			○	1			
	ISO14000	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1			
	小計		6 ~ 8		6 ~ 8		11 ~ 13		6 ~ 8		11 ~ 13		6 ~ 8	
別表	別表5		別表4		別表3		別表2		別表1-(1)		別表1-(2)			

注)WTO案件は除く。

注)土木、舗装、とび・土工以外は※1について[]の配点とする。

注)PC、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は※2のうち、「協定締結」及び「防災協定等の活動実績」の評価項目を除いて< >の配点とする。

注)「包括協定に基づく防災活動実績」はすべての形式・工種で対象とする。

都道府県の総合評価における評価項目の例②(D県の場合)

5 価格以外の評価項目と配点

評価項目	配点			備考
	標準型	簡易型	特別簡易型 (値型・値型)	
企業の技術力	4.0	4.0	3.5	
施工能力				同種類似工事の実績
過去5年以内の実績	1.0	1.0	2.0	
過去5年より前で10年以内	—	—	1.5	
過去10年より前で15年以内	—	—	0.5	
工事成績 ※標準型・簡易型・同種類似工事の成績、特別簡易型・同一発注種別工事の直近の成績				
80点以上	1.0	1.0	1.5	
75点以上 80点未満	—	—	1.0	
優良工事(過去10年度以内の実績)	1.0	1.0	—	該当部門の表彰実績
品質管理	0.5	0.5	—	ISO9001 認証取得
技術者確保数	0.5	0.5	—	配置可能技術者
(技能士の活用(技能士職種ごと))	(0.5)	(0.5)	—	※上で得点できないとき
配置予定技術者の技術力	3.5	3.5	1.0	
資格保有	0.5	0.5	—	指定した資格保有
(継続教育)	(0.5)	(0.5)	—	※上で得点できないとき
施工能力(過去10年以内の実績)	1.0	1.0	0.5	同種類似工事の実績
工事成績(過去4年以内の実績)	1.0	1.0	0.5	同種類似工事の成績
優良工事	1.0	1.0	—	該当部門の表彰実績
企業の地域社会に対する貢献度	18.5(19.0)	18.5(19.0)	6.0(6.25)	
障がい者雇用	0.5	0.5	—	(1)は一般土木又は舗装工事 法定雇用達成等
安全管理	0.5	0.5	—	安全管理表彰受賞
環境配慮	0.5	0.5	—	ISO14001 認証取得
県内業者活用	1.5	1.5	—	下請、資材の活用
働く女性応援	0.5	0.5	—	認証取得
仕事と生活の調和	0.5	0.5	—	認証取得
新分野進出	1.0	1.0	—	H13.4.1以降進出
同一市町村内工事実績	2.5	2.5	1.0	
一般土木工事	2.5	2.5	1.0	
又は舗装工事	1.5	1.5	0.5	
その他の発注種別	2.5	2.5	1.0	
入札参加者の所在地				
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村	3.0	3.0	1.5	
上記以外の評価対象区域内	2.0	2.0	0.5	
ボランティア活動(過去3年間以上継続した実績)	2.0	2.0	0.5	
消防団加入(1名以上)	1.0	1.0	0.5	
①災害時出動実績又は災害応援協定締結	2.5	2.5	1.25	
②新卒・離職者の雇用実績 ★	2.5	2.5	1.25	
2名以上の実績	2.5	2.5	1.25	
1名以上の実績	1.5	1.5	0.75	
③雇用の維持・確保 ★	2.5	2.5	1.25	
1名以上増加	2.5	2.5	1.25	
同数	1.5	1.5	0.75	
④除雪・維持補修業務の実績	2.5	2.5	1.25	
下記実績に加え過去5年度以内に感謝状を受けた実績又は直前の5年度間連続した除雪実績	3.0	3.0	1.5	
過去3年以内に1件以上の実績	2.5	2.5	1.25	
施工計画適切性	10.0	10.0	—	
施工計画	10.0	10.0	—	
技術提案	20又は40	—	—	
加算点合計	56又は76 (56.5・76.5)	36 (36.5)	10.5 (10.75)	(1)は一般土木工事又は舗装工事の場合

経営事項審査の評価項目の大半は、適正な施工能力を有する企業を選定する目的で導入されたものであるが、中には、多くの地方公共団体の発注者別評価点で同一の項目を定めていることに着目し、受発注者の事務負担軽減の観点から経審に導入されたものもある。

ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

(導入時期: 平成23年 4月 1日)



多くの都道府県等が発注者別評価点で評価しており、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経審の評価項目に追加。

(9) 【別表—14】国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 (W₈)

▼審査基準日において、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号 (ISO9001) 又は第14001号 (ISO14001) の規格による登録を受けている場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

▼認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、登録の状況は無とする。

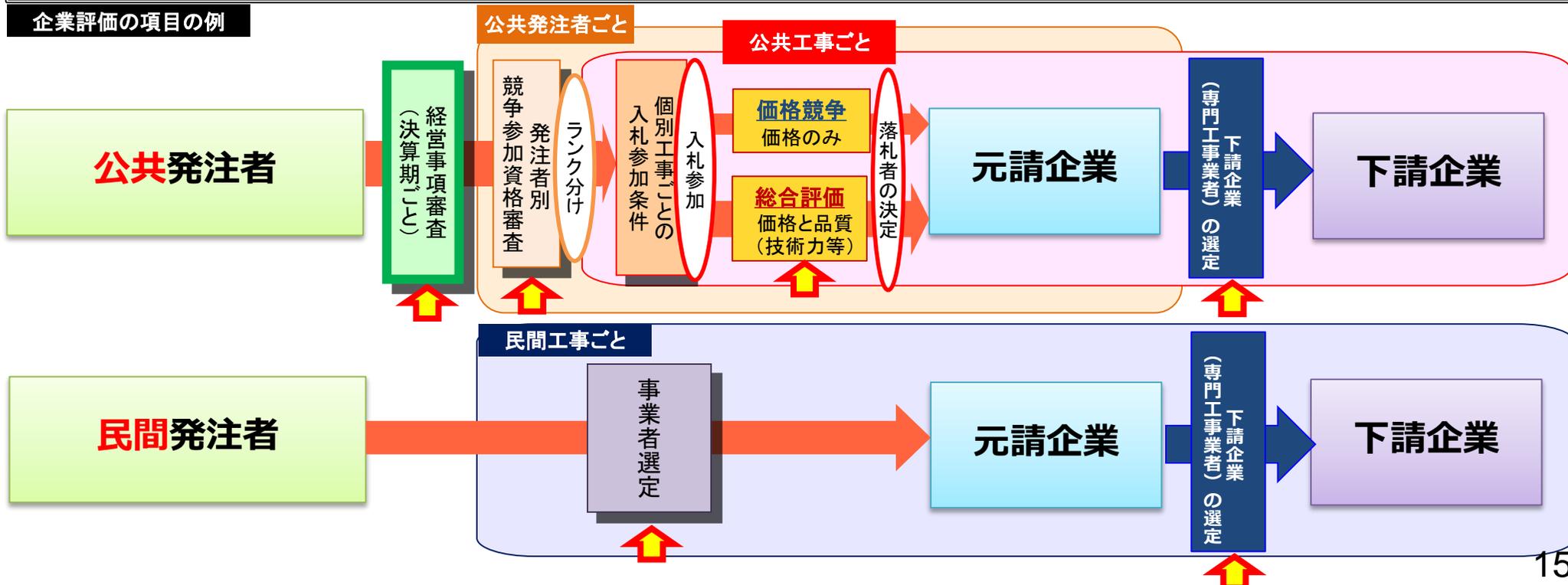
区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	無	0

- ・工事实績(完成工事高 等)
- ・企業規模(自己資本、利益額等)
- ・財務状況
(収益性、健全性、流動性 等)
- ・技術力
- ・労働福祉の状況
- ・営業継続の状況
- ・防災活動への貢献
- ・法令遵守の状況
- ・経理の適正性
- ・研究開発の状況
- ・建設機械の保有状況
- ・ISOの取得状況
- ・若年技術者等の育成状況
- ・工事成績
- ・優良工事表彰
- ・安全衛生への取組
- ・下請代金の支払い
- ・新分野進出
- ・コンプライアンス
- ・WLBへの取組
- ・環境保全活動
- ・災害への対応
- ・維持修繕(除雪含む)の実績
- ・地元への貢献(感謝状、認定)
- ・BCP認定
- ・新卒者、女性、高齢者の雇用
- ・障がい者雇用
- ・協力雇用主
- ・協力(下請)企業の状況
- ・CSR活動
- ・コーポレートガバナンス
- ・生産性向上
(ICT機器、生産性指標 等)
- ・働き方改善への取組
(週休2日、長時間労働是正 等)

等

※青字は現在経審で評価しているもの ※※赤字は今後重要性が高まると考えられるもの

企業評価の項目の例



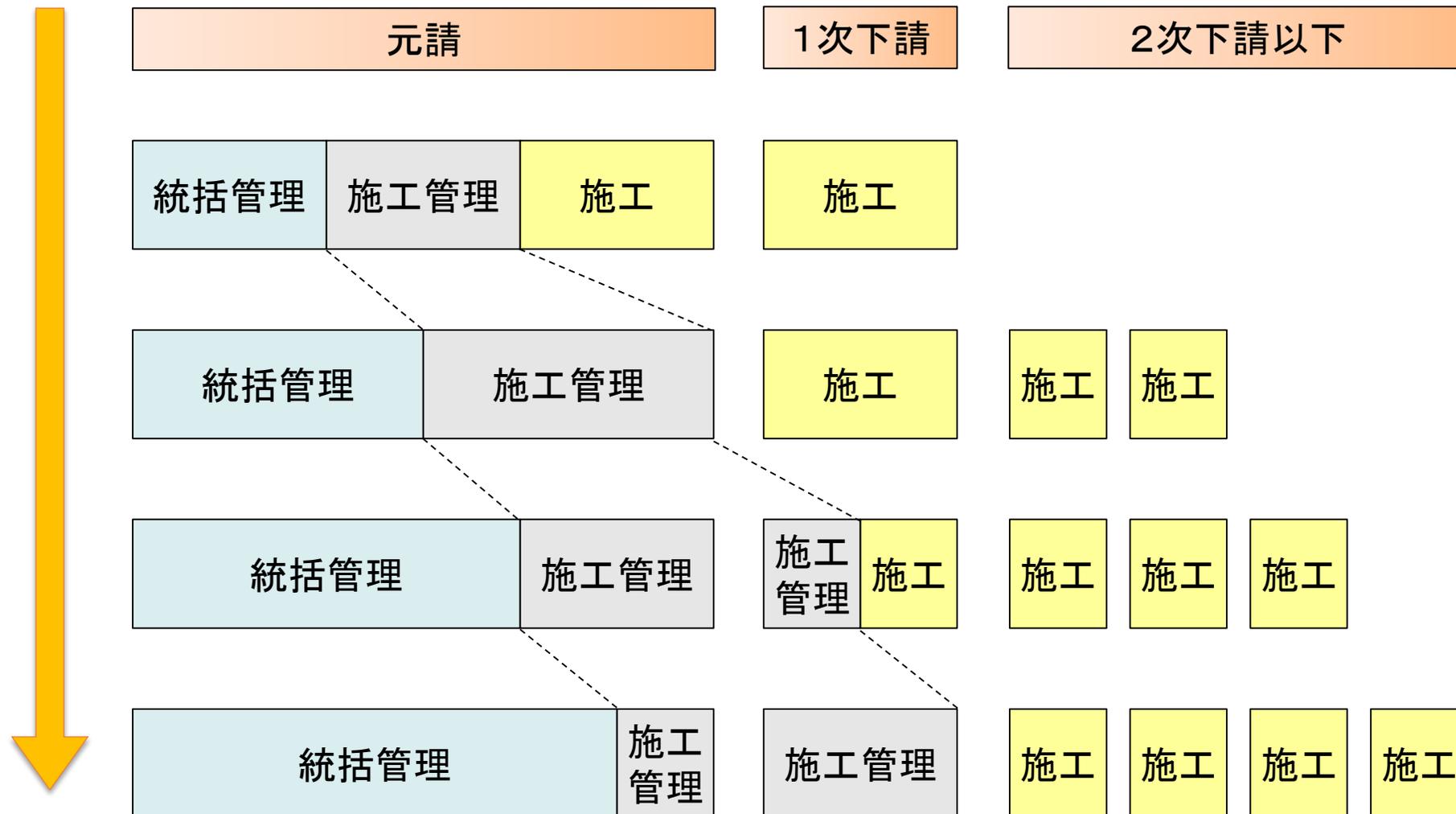
- 建設工事における下請企業(専門工事企業)の果たす役割の変化を踏まえ、
下請企業に対する評価のあり方をどのように考えるか。

<検討のポイント>

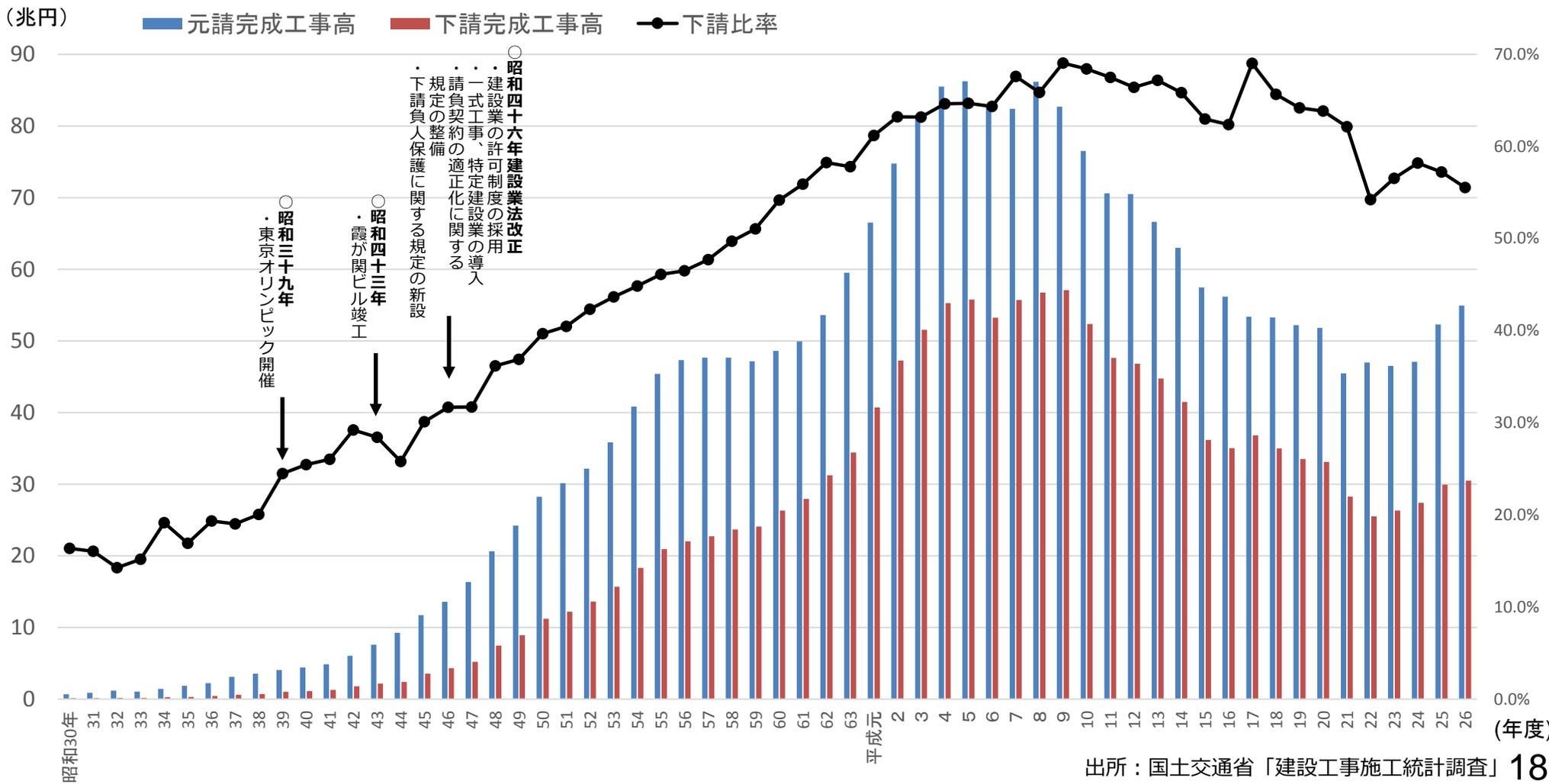
- ・ 下請企業の評価は施工能力と密接に関わると考えられるが、様々な専門的業種が存在する中、共通の仕組みとすることができるか
- ・ 民民関係における情報提供という趣旨や、下請企業にも様々な経営実態の企業が存在することに鑑み、評価項目を必要に応じて選定できる柔軟な制度とすべきか、一律の評価項目を設定して画一的な評価を行う制度とすべきか
- ・ 専門工事業者の評価は、実際に現場で活躍する技能労働者や、現場で活用する建設機械に因るところが大きいと考えられるが、どのような評価方法が考えられるか
- ・ 専門工事企業の実績は元請としてではなく下請としての実績に依るところが大きいことに鑑み、こうした下請工事の実績をどのように評価することが適当か

(現行の経審では、企業規模(X1)で下請工事を含む完成工事高を評価する一方、元請工事の完成工事高を技術力(Z)において再度評価している)

○ かつては、元請が施工の一部を行っていたが、徐々にそれは下請に移行し、専門工事の施工管理も下請に移行してきている。



○ 下請比率（下請完成工事高÷元請完成工事高）は下請構造の重層化に伴って上昇傾向にあったが、近年では50%後半で推移。



○各業種の元請完工高が0であるにもかかわらず、当該業種の経営事項審査を取得している建設業者が一定程度存在する。

	経審取得業者数	うち、年間平均元請完工高が0のもの	(割合)
土木一式	77,965社	17,887社	22.9%
建築一式	41,414社	8,056社	19.5%
電気	21,590社	2,708社	12.5%
内装仕上	7,765社	2,284社	29.4%

例えば、ほぼ建築の専門企業ではあるが、土木一式の許可を取得し、(土木一式の元請完工高はゼロだが)経審を受審している企業も含まれる。

○更に、全業種の元請完成工事高が0(完全なる下請企業)であるにもかかわらず、経営事項審査を受審している企業も一定数存在する。

全体	140,500社	7,426社	5.3%
----	----------	--------	------

一切の元請施工実績がないが、経審を受審している企業。

- ・ 経審を受審している企業のうち、約95%は何らかの形で元請完成工事高を有している企業である。(なお、経審データ上は完成工事高について公共工事と民間工事の区別を行っていない)
- ・ 完全下請企業で経審を受審している者がどのような動機に基づいているかについては、データからは明らかではないが、今後公共工事の元請となることを望む企業である等の動機が考えられる。

- 民間工事の発注者は建設企業の情報を十分に持たないケースも多く、情報の非対称性が存在していることを踏まえ、適切な事業者選定に資する企業評価情報の提供のあり方についてどのように考えるか。

※公共工事については、会計法や地方自治法において工事の入札に参加する者に必要な資格を定め、審査を行うとされていることから、建設企業の評価について既に制度化されている。

<検討のポイント>

- ・ 許可申請時に提出された書類の閲覧制度を、より使いやすくできないか
- ・ 企業がHP等を活用して、必要とされる企業情報を自ら開示するよう促すことができないか
- ・ 経審受審企業についてはその結果がHPを通じて既に公開されているが、経審を受審していない企業（民間工事の受注者）についても、主要な情報については発注者が企業間比較を行えるような制度が考えられないか

<公共工事の例：（土木）道路、下水道、護岸/（建築）学校、公営住宅、庁舎、病院>

【工作物の便益】

- ・工作物の利用者（不特定多数）に帰属

【発注者の特徴】

- ・発注者による設計、検査、出来高管理
- ・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている
 - － 品確法による従業者の労働環境等への配慮
 - － 安全確保や社会保険加入等の推進
- ・発注者ごとの能力差が大きい

<民間工事の例：（建築）住宅（戸建て、共同）、オフィスビル（一部、鉄道等民間土木有り）>

【工作物の便益】

- ・原則、発注者（消費者）に帰属する
 - ※一部の工作物（ショッピングモール等）は、その利用者（不特定多数）に帰属

【発注者の役割】

- ・デベロッパーから個人まで、多様な発注者が存在し、建設工事への精通度にも大きな相違があり、施工段階での関与も様々
 - － マンション等の発注者…数多くの発注を行い、発注に精通
 - － 民間法人企業…内装改装からショッピングモール建設まで、発注のレベルは様々
 - － 個人…建設工事の発注には精通していない。一方、戸建て住宅建設は「一生の買い物」
- ・新築住宅の場合、瑕疵保険制度が法令上用意されている

（なお、一部の民間土木の場合）

- ・発注者は鉄道や電気等のインフラ業が大半であり、発注に精通している者も多い
- ・発注者として施工段階での関与は多い

公
共

民
間

<建設工事において、適正な能力を有する建設業者を選定する必要性>

- 建設業許可における許可基準は、建設業の営業の開始及びその継続のために一般的に要求されるものであり、また、建設業の営業のための最低必要条件であるにとどまる。
- 工事規模、施工技術の程度等に差異がある個別的な建設工事の適正な施工を確保するためには、これらの許可基準を充足しているだけでは必ずしも十分ではなく、各建設工事の発注者が、その建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの能力を有する建設業者を選定する必要がある。



【公共工事】

<会計法による予算の適正使用の要請>

- 加えて国の会計制度においては、予算の適正使用の要請の観点から、一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格を定め、審査を行わなければならないとされている。



- 大きく分けると、客観的事項と発注者ごとに評価する事項の2つに区分される。経営の状況、経営の規模、技術的能力等の客観的な事項については、どの発注機関が審査を行っても同一の結果となるべきものであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査するのが効率的
→公共工事における経営事項審査制度

公共工事における企業評価制度が存在

【民間工事】

各民間発注者が、各々の基準に基づき建設企業を評価

発注者 類型	工事目的物 (例)	一般的な 発注能力	工事目的物の 所有者	エンド ユーザー	主な契約関係者
業を営む 上で継続 的に工事 の発注を 行う企業	分譲マンション	○	マンション 購入者	マンション 購入者	発注者-マンション購入者(売買契 約)、発注者-建設会社(工事請負 契約)
	賃貸マンション	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	賃貸オフィス ビル	○	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
その他の 企業	工場、自社ビル	様々	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	商業施設	様々	発注者	テナント 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)
個人	賃貸アパート	×	発注者	賃借人	発注者-賃借人(賃貸借契約)、発 注者-建設会社(工事請負契約)
	一戸建て	×	発注者	所有者に同じ	発注者-建設会社(工事請負契約)
	個人店舗	×	発注者	所有者 買物客	発注者-建設会社(工事請負契約)

※ 各類型においては、新築の場合とリフォーム等の場合とがある。
また、以上は一般的な例を示したものであり、実際には様々な業態があることを踏まえれば、これらに該当しない場合もあり得ることに留意する必要。

公共工事で求めている情報			民間工事で求められる情報
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	○ (経営規模・工事実績の判断として)
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	○ (経営規模の判断として)
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	○ (取引先としての信用力の判断として)
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	○ (抱えている技術者等、施工に係る企業の技術力に係る情報として)
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	△ (こうした情報については、民間発注者がどのような建設企業を受注者として選定したいと考えるかによって重要度が異なる。)
その他、民間工事で求められる情報の例			○営業力(ニーズに合った提案・施工) ○瑕疵等に対する保証 ○完成後のアフターサービス(メンテナンス等) 等

行政による公開（制度）

【建設業法 第13条（提出書類の閲覧）】

国土交通省大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、次に掲げる書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。

（提出書類の具体的内容）

- ・許可申請書
- ・工事経歴書
- ・工事施工金額
- ・使用人数
- ・その他貸借対照表等の財務諸表 等

（閲覧制度の趣旨）

- 提出書類を公衆の閲覧に供することによって、建設工事の注文者、下請人等に、当該建設業者の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供しようとするものであり、建設業者に関する情報を持たないことによって、建設業者の選定を誤る一般公衆等が少なくないと考えられるので、これらの人びとによって、この閲覧制度が広く利用されることが、もっとも望まれるところである。
- たとえば、特殊な工事を注文しようとする者は、これにより、建設業者の工事実績、経営状態、経営基盤等がその発注する工事に十分耐え得るかどうかを判断する資料とすることができるものと考えられる。

※ 地方整備局では、平均して1日に約20～50件超の閲覧者が訪れる。実際には、建設企業、信用調査会社等による閲覧が多く、まれに戸建て住宅の建設を予定している個人等も本制度を利用している。財務諸表や工事経歴書が閲覧されるケースが多い。

企業による公開（任意）

- ・企業のHPやパンフレット上で、従業員数や経営理念、沿革、CSR活動等、各種企業情報を公開している場合がある。
- ・主な工事実績についてもHPに掲載している場合がある。
- ・大規模工事等の場合は、ニュースリリースをする場合もある。
- ・有価証券報告書提出会社である場合は、売上高の内訳として、主な工事実績を記載していることがある。